

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	本事業は、ヨルダン国ザルカ県ルサイファ市に位置し、同国で 16 歳～18 歳の男児非行少年を収容する更正施設（オサマ・ビンゼイド・エデュケーション・リハビリテーション・センター：Osama Ben-Zaid Education and Rehabilitation Center, 以下「当該更正施設」）を対象にした事業である。 本事業では、当該更生施設の更生支援プログラムの実施環境整備や施設職員の能力強化、地域の人々と施設の交流を重ねることにより、当該更生施設が地域社会における非行少年の更生支援の中心的な役割を担い、少年たちの社会復帰への架け橋となるよう支援を行う。 This project will support the Osama Ben-Zaid Education and Rehabilitation Centre, which is located in Russeifa, Zarqa. The centre is a pre-trial detention and rehabilitation facility for boys between 16 and 18 years old in Jordan. Through the project, it will contain the following activities 1) To improve environment of correctional education and rehabilitation activities at the centre, 2) To develop capacity of staffs for psychological support, and 3) To exchange opinions with local communities and the centre, we aim to contribute to the reduction of the recidivism rate of juvenile criminals in Jordan, and support the centre to be a bridge between juveniles and societies.
(2) 事業の必要性（背景）	(ア) ヨルダンにおける一般的な開発ニーズ ヨルダンはイラクやシリアなどの紛争地域に囲まれた地理に位置していることから、総人口約 970 万人ⁱのうち 30%を占める約 290 万人ⁱⁱもの難民・移民を受け入れている。急激な人口増加への対応と難民・移民対策のためにヨルダンの公共サービスの低下を招き、高い失業率や物価の上昇、犯罪件数や薬物事犯の増加など経済社会問題への対処が遅れており、ヨルダン国民の不満が高まっているⁱⁱⁱ。このような状況の中、ヨルダンにおける若者による犯罪も増加傾向にあり、12 歳～18 歳の青少年が更正施設に送られた件数は、2012 年では 944 件であったが、2016 年には 2149 件へと増加している。これら犯罪は主に男児少年によるもので、2016 年の統計では、男児による犯罪が 98%を占めた^{iv}。 大量の難民の流入はまたヨルダン国内へ過激的思想や聖戦思想が流れ込む要因の一つとなった^v。2000 年代からは、ヨルダンにおいて国内の治安を揺るがす過激思想に基づく事件が多発しており^{vi}、ヨルダンのテロ脅威レベルは依然として高いとされている^{vii}。ヨルダンにおける過激思想に陥る心理的な動機に関する調査によると、罪を犯した者や精神的に不安を抱える者が、自浄や更正という名目で過激思想に陥る傾向があるという^{viii}。 こうした現状の下、ヨルダン政府が打ち出した中長期計画「Jordan 2025」では、同国人口の半数以上を占める若年層（24 歳以下の青少年）を国家の長期的な開発を担う重要な担い手と位置付けて発展を成し遂げようとしている^{ix}。また、若年層への取り組みは政治や経済の発展にとどまらず、暴力の防止や過激思想の拡大を抑え、ヨルダン社

会の安定や平和を維持するためにも重要であるとし、青少年への啓発活動をヨルダン社会の安定と平和の維持のために取り組むべき重要な課題の一つと位置付けている^x。

(イ) 事業地、事業内容決定の背景

2017 年 9 月にヨルダン社会開発省職員と当会が協議した際に、ヨルダン社会が直面している様々な課題について意見交換を行った。当会はその課題の一つであるヨルダン少年更生施設の問題に着目し、当該更生施設や他の少年更生施設の調査を実施した。その結果、当該更生施設が抱える下記のような課題が明らかとなった。

当該更生施設は、窃盗や薬物使用、暴力、殺人などを犯した男児少年(16 歳～18 歳)が裁判所から審判を待つ期間に収容される施設であり^{xi}、主にヨルダン中部地域から南部地域出身の少年を収容している。当該更生施設が置かれているルサイファ市は、ヨルダンの中で最も過激思想の温存とされる地域に位置する^{xii}。社会開発省によると、当該更生施設における少年たちの収容期間は数日間から数週間、数か月、1 年以上(最長 2 年)とケースによって異なり、収容定員は 100 人であるものの、収容率は 100%～120%の状態が日常化している。入所している少年の多くは軽微犯罪や薬物事犯により勾留されており、その多く(95.9%)は当該更生施設を出所した後は少年刑務所等には送還されずに地域社会に戻るようになる^{xiii}。

【ヨルダンにおける少年更生施設については別添資料 1 を参照】

課題 1. 更生支援プログラム実施環境の整備

社会開発省からの聞き取りによると、ヨルダンに 2 つ存在する男児少年向けの更生施設^{xiv}では、収容人数満員若しくは超過の状態が続いているという。そのため、ヨルダン警察及び社会開発省は非行少年へのケアとして更生施設の機能拡充と職員の能力強化を優先課題としているが、財政難及び人的制約のため支援が行き届いていない。

当該更生施設においては、現在、少年たちへの啓発の目的でスポーツ活動や携帯電話修理教室^{xv}が小規模ながら実施されている。過去には、当該更生施設職員により、施設の敷地内に設置されていたビニールハウスや花壇を用いた菜園活動^{xvi}が実施されていたが、資金的な問題から中止している。また、理容整髪や木工加工、革加工など、ヨルダン社会においてニーズの高い職業スキルを養成する職能訓練も実施されていたが、設備の老朽化や指導職員の不足により現在は活動を行っていない。

同更生支援プログラムは、少年たちの再犯防止のための職業的自立を目指す職能訓練の面と、他の少年や施設職員との共同作業を通して社会性や自発性などを育む作業療法の役割が期待されている。こうしたプログラムを実施するには、施設職員が少年たちに対する技術的指導能力を磨き、作業療法面での心理的ケア能力を向上することが必要である。しかし現状では、施設職員向けの基本的な心理的ケア能力向上のための研修機会が提供されていない。

課題 2. 社会復帰に向けたカウンセリング実施体制の強化等

当該更生施設からの聞き取りによると、収容される少年の罪状の大

半は盗み等の軽犯罪が多いが、違法薬物使用や取引、外国人女性へのわいせつ行為などのセクシャルハラスメントに関する犯罪も決して少なくないほか、数名は殺人等の重い罪を犯した者もいる^{xvii}。

これら少年の特徴としては、家庭内で問題を抱える者、学校での対人関係に問題を持つ者、学校を退学してしまった少年等、特別な配慮が必要な少年が収容されることが多い。2017 年 12 月以降に当会心理士を派遣して実施した調査では、個別及びグループカウンセリングの実施を通して、ほぼ全員が、誰にも話すことのできない将来への不安を抱えている、若しくは精神状態が不安定な状況であることがわかった。

また、勾留中の少年の家族の中には、少年が犯したことについて相談できる人や場所もないことから、親や家族が少年の非行行動や少年司法について十分に理解しておらず、退所後の子どもたちへの対処方法や社会復帰支援に不安を抱えており、少年の周囲の人たちへの心理的ケアと啓発の必要性が認められた^{xviii}。

そのため、当該更生施設には心理士を常駐させる等を通して、少年や少年の家族への適切な心理的ケアや生活指導が出来る環境を整える必要があるが、資金不足によってその実現は困難となっている。また、日々少年と触れ合う当該更生施設職員が、非行少年に対してこのような問題・課題に関して適切な対処ができる知識を十分に把握していない状況にある。

加えて、当該更生施設を退所した少年やその家族の実態について、現在、社会開発省や当該更生施設では追跡調査等が実施されておらず、退所後の状況を把握できていない。当該更生施設所長も退所後の少年とその家族への支援活動の必要性を認識しているが、実態把握のための調査や具体的な活動内容の立案には至っていないのが現状である。

●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性

本事業は以下に記載する理由で、同様に以下に記載する各「持続可能な開発目標(SDGs)」のゴール・ターゲットに沿ったものである。

・ターゲット 10.2 :

本事業は、社会から切り離され脆弱性の高い更生施設の少年を対象に、社会復帰を促進するものである。

・ターゲット 16.a :

本事業は、非行少年への適切な支援を充実させることにより、これら少年が将来テロリズムや犯罪に陥ることを抑制するものである。

●外務省の国別開発協力方針との関連性

本事業は、紛争地域に囲まれるヨルダンが中東地域の安定化のモデルになることを支援するという観点から、ODA の基本方針である「安定の維持と産業基盤の育成」に資する活動であると言える。重点課題との関連性については、下記の通りである。

・重点分野 2 「貧困削減・社会格差の是正」:

本事業は、社会的弱者である更生施設の少年を対象に社会への復帰及び、社会的な自立を促進するものであることから、重点分野 2 に資する活動である。

	・重点分野 3「地域の安定化」: 紛争地域に囲まれているヨルダンでは、自国及び隣国の紛争を発生・誘発させない「強靱な国づくり」が必要不可欠となっている。そのためには、過激思想に陥りやすい社会的土壌を取り除くことが重要であり、社会的脆弱性が高く過激思想や犯罪グループとの接触が多いとされる更生施設での活動は、重点分野 3 に寄与する。
(3) 上位目標	更生支援体制の構築・普及を通じ、ヨルダンにおける非行少年が精神的に安定し、経済的に自立して社会復帰する環境を整備することによって、ヨルダン社会の安全と安定の強化に貢献する。
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	当該更生施設において更生支援体制モデルが構築され、退所した青少年の再犯件数が 2018 年度 (23.8%) と比較して減少する。 (第 1 年次目標) ルサイファ更生施設において、更生支援のための「環境整備」が実施され、更生支援活動が充実化する。
(5) 活動内容	本事業では、社会開発省が管轄する更生施設における訓練的活動を通じて、有為な社会成員・職業人としての一般的な知識や態度、職業選択能力などの養成を目的とする「教育的指導を実施できる施設の環境整備と職員の能力の向上 (コンポーネント 1)」並びに、入所者個々が抱える事情に応じてその改善を図るための指導能力の向上を目的とする「非行・犯罪の防止や青少年の健全育成を行うため地域社会や少年の家族と連携した体制の構築 (コンポーネント 2)」を行う。 本事業では、少年や保護者、更生施設職員、地域住民等に対して行う心理学的要素を備えた更生支援活動やカウンセリング、啓発講座等を「心理的ケア」と総称して用いる。 第 1 年次 コンポーネント 1: ルサイファ更生施設において活動実施環境・体制を整備することにより、施設の更生支援活動能力の向上を図る。 1-1: 施設内での活動実施のため設備を改修する。 社会開発省の予算不足による故障や欠損により使用不能な状態であった機材 (ビニールハウスや理容備品、革用ミシンなど) や作業スペース (理容教室など) の修繕を行い、活動開始に必要なとなる備品等の調達を行う。 1-2: 菜園活動^{xix}、理容教室、革加工の活動を実施する。 施設内の少年たちや家族、施設職員らへの聞き取り調査において要望の高かった各種職能技術の向上と、健全な社会成員としての知識や能力、姿勢を向上させるために、菜園活動と理容教室、革加工の活動の実施を支援する。各活動は約 3 ヶ月・週 3 日を 1 タームとし、全 3 タームを実施し、参加を希望する少年たち (各活動 5 名程度/1 ターム、合計 45 名程度) が各活動に参加し、指導技術の質を確保するために講師による指導を行う。 1-3: 施設職員向けに活動指導力向上のための ToT (Training of Trainers) 研修を実施する。 週 3 回実施する各活動において、講師や心理士と共に当該更生施設職員 (各活動につき 1 名) が指導員として参加し、職員の活動指導能力と活動中の少年たちの行動を観察する能力の向上を図る。 1-4: 施設内の少年を中心とする活動委員会を設置する。

1・2 の活動方針や内容を少年たち自身が考えるための委員会の立上げを支援し、委員会での会議の進め方や活動計画の作り方を施設職員や日本人コミュニティ開発専門家等が指導する。1・2 の活動が円滑に実施できるようにするため、活動に参加する少年たちと施設職員が委員会の場で共に協議しながら活動を進めることを通して、少年たちの自立心の向上を促す。

コンポーネント 2：施設職員の心理的ケア能力が向上することによって、勾留中の少年やその家族、地域コミュニティへの心理的ケアの実施

体制の基盤構築ができる。

2-1：当該更生施設内にカウンセリング実施スペースを整備する。

現在、当会の支援により実施しているカウンセリングは、施設内エントランスなど人目の多いオープンスペースで実施しているため、施設資材置き場として使用されている部屋を改装し、当該更生施設内で少年たちが安心して話すことができるカウンセリング専用の部屋の整備を行う。

2-2：当該更生施設の少年へのカウンセリングを実施する。

上記 2-1 の活動にて整備されたカウンセリングスペースにおいて、年齢や国籍、入所期間等を問わず、施設内の少年を施設内の少年たちに対して心理士と施設職員による個別又は集団によるカウンセリングを実施する。少年の入所期間やカウンセリング受講意欲に応じ、施設職員や心理士と協議のうえ、実施回数や期間を定める。また、施設職員と一緒にすることでカウンセリングの ToT 研修を提供する。

2-3：施設内の少年に対し、ワークショップを中心に置いた心理的ケアを実施する。

施設での勾留期間が 3 ヶ月を超え、かつ、施設職員や心理士らによってワークショップへの参加が推奨と判断された少年たちに対し、ヨルダン人ファシリテーターを派遣し当該更生施設内でワークショップを実施する。また、施設職員への活動移管を見据え、職員もファシリテーターとして参加することによる ToT 研修の機会を提供し、現地ファシリテーターと日本人心理的ケア（ワークショップ）専門家らによる指導を行う。

2-4：他の更生施設でも共通して使用できるカウンセリング・ガイドラインを作成する。

社会開発省と更生施設職員、心理士らが共同し、少年個々の特性や資質及び環境に応じた更生支援や助言、相談を実施するための、他少年更生施設でも共通して使用できるガイドラインを作成する。

2-5：少年たちや家族、地域コミュニティへの啓発講座を実施する。

施設内の少年、青少年の保護者や地域住民、各種機関や団体などのべ 360 名（各回 20 名×各月 2 回×9 ヶ月）に対し、情操や教養を育む講話、少年非行や犯罪に関する問題、思春期や青年期の子どもたちの行動について説明したり指導方法の相談を受けたりする場を当該更生施設内外で毎月提供する。講師には、青少年支援に携わる団体や機関の職員、日本人コミュニティ開発専門家など、心理的ケアやコミュニティ開発に関わる人物を呼ぶ。また、啓発講座参加者と少年たちが交流できる親睦会も併せて開催する。

2-6：退所した少年とその家族へモニタリング調査を実施する。

本事業の更生支援活動やカウンセリングの影響や効果を把握してより適切な支援を提供するために、当該更生施設周辺（ルサイファ市やザルカ市など）に住む施設退所後の少年たちや家族（5 ケース以上/月）を対象に、施設退所後の生活状況や家族との関係性の変化、社会復帰状況等についてモニタリング調査を実施する。

第 2 年次

コンポーネント 1：ルサイファ更生施設において第 1 年次で実施した活動内容の質を高めるため、より効果的で継続的な更生支援活動を提供し、支援する。

1-5：菜園活動、理容教室、革加工の活動を実施する。

第 1 年次に引き続き、菜園活動、理容教室、革加工の活動を実施する。各活動は約 3 ヶ月・週 3 日を 1 タームとし、全 4 タームを実施し、参加を希望する少年たち（各活動 5 名程度/1 ターム、合計 60 名程度）が各活動に参加する。

1-6：木工技術、機械修理の活動を実施する。

新たな職能技術指導に向け、木工技術や機械修理・自動車整備技術の訓練スペースを整備する。各活動は約 3 ヶ月・週 3 日を 1 タームとし、全 2 タームを実施し、参加を希望する少年たち（各活動 5 名程度/1 ターム、合計 30 名程度）が各活動に参加する。（社会開発省並びに当該更生施設と協議中であり、支援分野は変更となる可能性がある。）

1-7：更生支援活動ガイドラインを作成する。

1-5 と 1-6 の活動に関する施設職員向けのガイドラインを作成する。

1-8：他施設職員への活動の普及を行う。

少年更生施設における心理的ケアの普及を図るために、他の少年更生施設職員（のべ 30 名、6 施設×5 名）に対して当該更生施設の更生支援活動を紹介し、1-5 の活動内容について研修（のべ 12 回、各活動 1 回/ターム×4 ターム）を行う。

コンポーネント 2：第 1 年次に実施した施設職員向けの心理的ケア実施能力の向上支援により、家族、地域コミュニティに対する心理的ケア能力が向上し、周囲の少年への適切な更生支援・社会復帰支援の向上を図られる。

2-7：カウンセリング能力向上の研修を実施する。

2-4 で作成したガイドラインを使用し、カウンセリング能力向上のために施設職員（少年の指導に携わる Social Specialist や Social Supervisor 等職員）に対して研修（のべ 12 回、1 回/月）を実施する。

2-8：当該更生施設において心理的ケアを実施する。

年齢や国籍、入所期間等を問わず、心理士又は施設職員による勾留中の少年へのカウンセリングを実施する。少年の入所期間やカウンセリング受講意欲に応じ、施設職員や心理士と協議のうえ、実施回数や期間を定める。

2-9：更生支援活動に関する普及活動を実施する。

施設内の少年や少年の家族、地域コミュニティの住民などのべ 480

名（各回 20 名×各月 2 回×12 ヶ月）に対して更生支援活動に関する啓発講座や交流会を実施する。

2-10：更生施設の関係者間で研修や交流を行う。

少年更生支援施設における少年や家族、地域コミュニティへの心理的ケアの実施について、他の更生施設や少年院、刑務所、関係組織など青少年の更生・矯正に携わる職員等（のべ 40 名、20 名×2 回）との研修会や交流会を実施する。

2-11：施設退所後の少年たちの調査を行う。

退所した少年とその家族に対し、施設退所後の生活状況や家族との関係性の変化、社会復帰状況等についてフォローアップ調査（5 ケース以上/月）を実施する（ルサイファ市、ザルカ市、他）。

第 3 年次

コンポーネント 1：第 1 年次・第 2 年次を通じて更生支援活動の運営能力を高めた当該更生施設職員により、同施設において更生支援活動を継続的に実施する環境が整い、活動用の設備やガイドラインが適切に維持管理される。（対象人数等は 2 年次までの成果・進捗を基に決定）

1-9：更生支援活動の自立的運営能力を整える。

1-3 の活動を継続して実施し、当該更生施設職員による自立的な菜園活動、理容教室、革加工、木工、機械修理の活動実施能力を確立する。活動に参加する少年はのべ 75 名（各活動 5 名程度/1 ターム、3 ターム）。

1-10：施設職員による更生支援活動の実施体制を整える。

当該更生施設において、1-7 で作成したガイドラインを用いた職員研修制度の確立や、1-3 の研修を受けた職員による ToT 研修を支援し更生支援活動の現地移管を行う。

1-11：当該更生施設関係者間で研修会や交流会を実施する。

第 2 年次に続き、他の更生施設や少年院、刑務所など更生・矯正施設職員との研修会や交流会を実施する。

コンポーネント 2：勾留中・退所後の少年やその家族、地域コミュニティへの心理的ケアの実施体制を整えることにより、更生施設を中心とした非行少年に対する包括的な支援体制の構築を図る。

2-12：当該更生施設において心理的ケアを実施する。

2-7 にて研修を受けた施設職員を中心に、年齢や国籍、入所期間等を問わず、少年たちやその家族や保護者、地域コミュニティへの心理的ケアを実施する。

2-13：心理的ケアのガイドラインの普及を行う。

他更生施設へのカウンセリング・ガイドラインの普及、他施設職員への研修（のべ 30 名、6 施設×5 名）を実施する。

2-14：施設退所後の少年たちの調査を行う。

退所した少年とその家族に対し、施設退所後の生活状況や家族との関係性の変化、社会復帰状況等についてフォローアップ調査（5 ケース以上/月）を実施する（ルサイファ市、ザルカ市、他）。

【別添資料 2：活動内容補足説明資料】

	裨益人口（第 1 年次） ・ 直接裨益人口：約 3,540 名（更生施設職員約 40 名＋少年約 1,100 名＋少年の保護者約 2,200 名＋地域住民約 200 名） ・ 間接裨益人口：約 525,400 名（少年の家族約 5,400 名＋ルサイファ市住民約 52 万名）
(6) 期待される成果と成果を測る指標	第 1 年次 コンポーネント 1 成果：当該更生施設において活動実施環境・体制が整備され、施設の更生支援活動能力が向上する。 指標 1-①：活動設備が改修され、菜園・理容・革加工の活動が常時開始し、各活動の参加者（のべ 15 名（各チーム 5 名、3 ターム実施））の 7 割以上が、活動講師が定めた合格水準レベルの技術を習得する。（本事業では、一定数以上の裨益者に活動の成果が確認でき、尚且つ現実的な達成可能水準である「7 割」を目標数値と定めることを本会内で協議し決定した。） 確認方法 1-①：指導計画を用いた活動講師による活動中の少年たちの作業内容のモニタリング及び活動により生み出された成果物の確認。 指標 1-②：研修を受けた各活動 1 名（合計 3 名）の施設職員全員が、各更生支援活動の指導計画を作成し、心理士により適切と判断される。 確認方法 1-②：専門家（心理士）による指導計画の確認。 指標 1-③：各活動の委員会が、各活動報告を毎月施設所長に提出する。 確認方法 1-③：各委員会の月次報告。 コンポーネント 2 成果：施設職員の心理的ケア能力が向上し、勾留中の少年やその家族、地域コミュニティへの心理的ケアを行う基盤が整う。 指標 2-①：当該更生施設において整備されたカウンセリングスペースで心理士によるカウンセリングが実施され、のべ 90 名（10 名×9 ヶ月）の入所者がカウンセリングを受ける。 確認方法 2-①：カウンセリングスペースの確認とカウンセリング実施記録書の確認 指標 2-②：ワークショップに参加した少年たちが、ワークショップ参加前と比較して心理状況が改善する。 確認方法 2-②：K6 質問票・描画テスト（バウムテスト）・ケースレポートを用いたファシリテーターと専門家（心理的ケア）による比較分析。 指標 2-③：社会開発省と心理士の指導の下、少年へのカウンセリン

グのガイドラインが作成される。

確認方法 2・③：作成されたカウンセリング・ガイドラインの確認。

指標 2・④：活動開始時と比較し、啓発講座を受講した少年や保護者等のべ 360 名（各回 20 名×各月 2 回×9 ヶ月）が専門家（心理士等）や講師が作成した理解度テストに回答し、その内 7 割以上の参加者の心理的ケアの認知度が高まる。（本活動では、一定数以上の裨益者に活動の成果が確認でき、尚且つ現実的な達成可能水準である「7 割」を目標数値と定めることを本会内で協議し決定した。）

確認方法 2・④：啓発講座受講者への理解度テスト。（合格水準の設定は各講座の講師との協議により決定する）

指標 2・⑤：毎月 5 ケース以上のモニタリング調査が実施される。

確認方法 2・⑤：モニタリング調査報告書の確認。

第 2 年次

コンポーネント 1

成果：第 1 年次に開始した活動の質を高め、より効果的で継続的な更生支援活動を提供する。

指標 1・④：各活動の委員会が毎月活動報告を施設所長に提出する。

確認方法 1・④：各委員会の月次報告。

指標 1・⑤：施設職員向けに各活動で使用する指導用ガイドラインが作成される。

確認方法 1・⑤：各活動の指導用マニュアルの確認。

指標 1・⑥：研修に参加した他施設の職員（のべ 30 名（6 施設×5 名））の 7 割以上が更生支援活動における心理的ケアの役割の理解を深める。（本活動では、一定数以上の裨益者に活動の成果が確認でき、尚且つ現実的な達成可能水準である「7 割」を目標数値と定めることを本会内で協議し決定した。）

確認方法：研修に参加した他施設職員への理解度テスト（合格水準の設定は各講座の講師との協議により決定する）。

コンポーネント 2

成果：施設職員が心理的ケア実施能力を向上させ、施設内の少年や少年の家族、地域コミュニティに対する適切な更生支援・社会復帰支援を提供することができるようになる。

指標 2・⑥：研修を受けた 3 名の施設職員全員が、カウンセリングの実施に必要な知識と能力を身に着ける。

確認方法 2・⑥：研修受講者への理解度確認テストで 7 割以上の正答率を得る（心理士や社会開発省職員など専門家の指導の下、カウンセリングの実施に必要な知識や能力を確認する）。

指標 2・⑦：少年や少年の家族、地域コミュニティの住民のべ 480 名

が啓発講座や交流会の参加者が更生施設や施設内での活動などについて理解を深める。

確認方法 2・⑦：啓発講座・交流会参加者への理解度確認テスト 7 割以上の正答率を得る（心理士や社会開発省職員など専門家の指導の下、カウンセリングの実施に必要となる知識や能力を確認する）。

指標 2・⑧：活動開始時と比較し、啓発講座を受講した職員（のべ 40 名）の 7 割以上が心理的ケアの認知度を高める。（本活動では、一定数以上の裨益者に活動の成果が確認でき、尚且つ現実的な達成可能水準である「7 割」を目標数値と定めることを本会内で協議し決定した。）

確認方法 2・⑧：研修参加者への理解度テスト（合格水準の設定は各講座の講師との協議により決定する）。

指標 2・⑨：毎月 5 ケース以上のモニタリング調査が実施される。

確認方法 2・⑨：モニタリング調査報告書の確認。

第 3 年次

コンポーネント 1

成果：施設職員により、当該更生施設における自主的・持続的な活動実施体制が整い、当該更生施設以外の関連施設への波及のためのモデルが構築される。

指標 1・⑦：各活動の委員会が毎月活動報告を施設所長に提出する。

確認方法 1・⑦：各委員会の月次報告。

指標 1・⑧：更生支援活動に参加した少年（のべ 75 名）の 7 割以上が、活動講師が定めた合格水準レベルの技術を獲得する。（少年たちが持つ技術レベルや活動参加期間、活動の目標設定を活動講師と共に検討し、少年個々に異なる合格水準レベルを設定する）

確認方法 1・⑧：活動講師による少年たちの活動モニタリング。

指標 1・⑨：作成した指導用ガイドラインが更生支援活動や施設職員への能力開発研修に用いられ、活動用のガイドラインとして使用される。

確認方法 1・⑨：各活動の各活動ターム期間中に、専門家や当該更生施設長等により講師の指導方法を確認する。

指標 1・⑩：研修に参加した他施設の職員の 7 割以上が更生支援活動における心理的ケアの役割の理解を深める。（本活動では、一定数以上の裨益者に活動の成果が確認でき、尚且つ現実的な達成可能水準である「7 割」を目標数値と定めることを本会内で協議し決定した。）

確認方法 1・⑩：研修に参加した他施設職員への理解度テスト（合格水準の設定は各講座の講師との協議により決定する）。

	<u>コンポーネント 2</u> 成果：施設に勾留中の少年及び退所後の少年やその家族、地域コミュニティへの心理的ケア体制が整い、当該更生施設を中心とした非行少年に対する包括的な支援体制が構築される。 指標 2-⑩：施設職員によって、毎月 20 件以上の心理的ケアが施設内の少年やその家族や保護者、地域コミュニティに対して実施される。 確認方法 2-⑩：専門家による心理的ケア実施記録を基にした活動回数の確認。 指標 2-⑪：研修を受講したヨルダン国内の青少年向け更生施設職員（のべ 30 名）の 7 割以上が、青少年に対するカウンセリング実施の方法や留意点等について専門家の定めた水準に達する。（本活動では、一定数以上の裨益者に活動の成果が確認でき、尚且つ現実的な達成可能水準である「7 割」を目標数値と定めることを本会内で協議し決定した。） 確認方法 2-⑪：事業終了時に心理士や外部コンサル等による施設職員や少年たちに対する面談やアンケート調査を用いた調査（合格水準の設定は専門家との協議により決定する）。 指標 2-⑫：毎月 5 ケース以上のモニタリング調査が実施される。 確認方法 2-⑫：モニタリング調査報告書の確認
(7) 持続発展性	<u>1. 更生施設における施設改修と機能拡充</u> ・本事業において導入する資機材は事業終了後に当該更生施設に譲渡する予定であることから、事業期間中より移管後の事業実施計画について十分な協議を行い、運営管理能力の向上に協働で取り組むことなどを含めた合意書の作成を徹底する。活動を継続させるために必要となる維持管理費は、当該更生施設を管理する社会開発省が負担する方針である。 ・3 箇年を通じて、更生支援活動の実施能力の向上および活動に関するガイドライン作成を支援することで、事業後も更生支援活動に関する施設職員の実施能力や資機材管理の維持と管理ができるようにする。 ・整備されたガイドラインを用いて、当該更生施設において更生支援活動が継続して実施される。 <u>2. 更生施設職員への人材育成</u> ・資金不足によって外部から心理士を派遣することが出来ないため、心理士から職員への研修を行うことによって、職員自身が非行少年に適切な生活指導を実施できる体制をつくる。 ・ヨルダン国内の少年更生施設に勤める職員は、ヨルダン社会開発省が管轄する他の少年更生施設に約 3 年ごとに異動を行う。そのため、本事業においては、当該更生施設においてガイドライン等を活用した職員訓練環境の整備と、当該更生施設に他更生施設職員を招き各種活動の普及を行うことにより、社会開発省が管轄する全少年施設職員が心理的ケアについて理解を深め実践できる体制を作る。

	・ヨルダン国内の青少年更生施設と少年院において、心理的ケアを用いた青少年への支援活動が普及される。
--	---